

再編計画に係る登録免許税の軽減措置の概要

1 趣旨

複数の医療機関が再編・統合する際に再編計画を作成し、厚生労働省の認定を受けた医療機関の開設者が、当該計画に基づき取得する土地・建物について、登録免許税の軽減措置の適用を受けることが可能となった。

2 事業概要

(1) 実施主体

令和3年5月28日から令和5年3月31日までの間に再編計画の認定を受けた医療機関の開設者であって、当該再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な土地又は建物を取得をし、取得後1年以内に所有権の移転又は保存の登記を行ったもの。

(2) 軽減税率

対象	登録免許税率	
	本則	軽減措置適用後
取得後1年以内に所有権の移転の登記を行った場合	1000分の20	1000分の10
建築後1年以内に建物の所有権の保存の登記を行った場合	1000分の4	1000分の2

(3) 認定の基準

厚生労働省大臣は、医療機関より再編計画の認定の申請があった場合において、以下の要件に適合すると認めるときは、再編計画の認定をする。

- ①地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するために適切なものであること。
 - ・該当構想区域において不足する病床機能以外の機能の病床数が増加しないこと。
 - ・再編後の医療機関において、病床が全く稼働していない病棟を有しないこと。
- ②再編計画の内容について地域医療構想調整会議で協議し、了承を得ていること。

<再編計画の認定プロセス>



(令和3年2月12日厚生労働省「第31回地域医療構想に関するワーキンググループ」参考資料より抜粋)